

輪島市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年2月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年2月12日（金）教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 輪島中学校建設事業に関しては、総事業費36億円の規模で、平成29年度の本体建設工事完了を目指している。その完成により、本市の小中学校の耐震化については全施設で完了となるとの報告を受けた。『輪島市教育大綱』の策定など教育の振興に関する計画などについて審議されているが、その実効性が確保されて確実な成果が出ることを期待したい。また、小中学校の統廃合により使わなくなった施設の後利用について、地元住民の要望を取り入れ地域の活性化に資するような施設の有効利用を考えた対処をお願いしたい。
- 学校管理費で予算額の割には比較的大きな不用額がみられる。事務消耗品や備品等で予算的に窮遇している教育現場の状況を鑑みるに、現場の状況を把握し必要に応じて有意義に予算を執行する工夫と努力をお願いしたい。また、実施状況を精査し不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。